



# 幼稚園と國民學校 (二)

東京女子高等師範學校教授

堀

七

藏



## 一、國民學校の名稱

前に説明した如く、教育審議會は我が國教育の内容及制度の刷新振興に關し實施すべき方策如何につき、先づ答申せられたものが「國民學校」に關する要綱である。即ち現在の小學校を改善して國民學校となし、その修業年限を八年とし、之を義務教育とす案である。一體我が國で學制を頒布せられた明治の初年には、フランスの教育制度に倣ひ、大學、中學、小學に分けたものである。フランスでは今日でも全國をいくつかの大學區に分ち、その大學區には一の大學を置く。大學區は之をいくつかの中學區に分ち、一中學區には一つの中學を置く。その中學區は更にいくつかの小學區に分ち、それに小學校を置くといふやうな制度である。我が國では市町村には少くも一つの小學校、府

縣にはいくつかの中學校、國全體には帝國大學を置くといふ建前で、明治五年に學制が制定せられた。それで今日まで小學校、その上に中學校、更にその上に大學といふやうに順序立つて教育程度が高まつてゐる。その爲に國民全體が受くべき小學校の義務教育が小の名前を冠せられてゐるので、兎角輕視せられ勝ちである。小學校の兒童は小さいから、「何だこの小僧奴」さか、「何です、小學生のくせに」なると、蔑視せられるのみならず小學校の先生までが、「小學校の先生だもの」さか、「小學校の教師なんか」さかといふ如く輕んぜられ、日つ小學校の教育までが尊重せられず、重視せられない風を生じて來てゐる。これは國家として甚だ憂ふべき現象である。また小學校だけではいけない、中學校に是非入らねばならぬ。小學校は中學校の準備教育を施す所

であるといふやうな誤れる考が國民全般に普及したことは頗る寒心すべきことである。そこで國民全體に對する基礎教育を刷新し、其の擴充整備を圖り、新學制の根柢を確立するに共に克く皇國の負荷に任ずべき國民の基礎的鍊成を完からしむることが、最も根本にして極めて緊要の國策である。かゝる理由で小學校を改めて國民學校となすのである。そして「義務教育を八年とし、其の内容に刷新を加へ、皇國の道の修練を旨として國民を鍊成し、國民精神の昂揚、知能の啓培、體位の向上を圖り、産業並に國防の根基を培養し、以て内に國力を充實し、外に八紘一字の肇國精神を顯現すべき次代の大國民を育成せんことを期するのである。而して學校の名稱の如きも、小學校を國民學校と改め、名實共に國民教育の面目を一新せんことを期したのである。門札を書き改めるに、諸帳簿類を改訂する等の爲に相當多額の費用と勞力とを必要とするのであるが、敢へて國民學校と改稱するには右に述べた如き深い理由がある。

## 二、義務教育八年

明治五年に發布せられた學制では、小學校を分ちて下等小學、上等小學の二等とし、下等上等を通じて八ヶ年在學するところになつてゐた。而して明治十二年九月、學制が廢せられて、新に教育令が發布せられ、明治十四年その教育

令を實行する爲め小學教則綱領が發布せられた。それには小學校を分ちて初等、中等、高等の三等とし、初等科三年、中等科三年、高等二年となつたのである。

ところが明治十九年四月、小學校令を發布して從來の教育令を廢止した。この小學校令によるに、小學校は尋常小學校、高等小學校に分れ、各修業年限は四箇年であり、尋常小學校四箇年が義務教育年限と制定せられた。この小學校令が基となつて、明治二十三年十月勅令を以て小學校令が發布せられ、更に明治三十三年八月勅令を以て小學校が改正せられた。それは現行のもので小學校を分ちて尋常、高等の二種となし、修業年限を各々四年とし、尋常小學校四年を義務教育と化したもので、茲に我が國の小學校教育制度が確立したのである。

明治二十七八年戰役並に三十七八年戰役によつて我が國は萬般の方面に一大飛躍進歩をなした。そして教育上に於ては國民一般の教育程度を高むべしといふ輿論が沸き、明治四十年勅令を以て義務教育の年限、即ち尋常小學校の修業年限を六箇年に延長せられたのである。當時小學校令及同施行規則中改正の要旨並に施行上の注意事項につき文部省訓令があり、その中に次の如き説明がある。

「義務教育の年限、即ち尋常小學校の修業年限を六箇年に延長するは改正令の主眼とする所なり。蓋し從來の修業年

限を以て義務教育の本旨を全うすることは頗る困難なるに因り、明治三十三年現行小學校令制定の際既に其の年限を延長するの必要を認めたるも、當時四箇年の義務教育すら尙未だ普及するに至らざりしが故に、將來に之が實行を期するところし、其の準備として尋常小學校に修業年限二箇年の高等小學校を併置することを奨励するに止めたり。爾來義務教育は著しく普及するに至れるのみならず、尋常小學校に高等小學校を併置したるもの亦大に増加し、今や改正の時機既に熟せるを認むるに共に、戦後益々國民の知識を先進するの必要あり、是れ義務教育の年限を延長せられたる所以なり。固より今回の改正は未だ之を以て足れりとするにあらざり雖も、我國現下の情況は遽に之を六箇年以上に延長することを許さざるを以て、暫く之に満足し、其の完成は更に之を他日に期せんす」云々。

かく現行の義務教育制度は明治四十年以來三十有餘年の歲月を経てゐる。其の間に於ける文物の進歩、時勢の推移には誠に著しいものがある。今や我が國は東亞に於ける新秩序の建設さいふ未曾有の世局に際會し、東亞並に世界に於ける地位は愈々重大となり、思想に、産業に、國防に、國家總力の發揚を必要としてゐる。この秋に當り義務教育年限六年を八年と爲すことは頗る緊要なる國策である。

それで文部省は教育審議會の答申に基づき昭和十六年四

月より國民學校の新制度を實現し、昭和十九年昭和二十年を以て義務教育八年、即ち國民學校高等科の義務教育を實現するが爲め、目下それ／＼必要な準備をなしつつある。故に昭和二十年より男子は國民學校教育八ヶ年、青年學校本科五ヶ年の教育が義務となり、實に滿十九歳まで義務教育を受けることになる。女子は青年學校本科が義務制となつてゐないから、國民學校八年の義務教育で滿十四歳まで義務教育を受けねばならぬ。

勿論我が國の義務教育制度は法律によつて規定せられてゐるのではない。勅令の公布によつてゐるから兵役の義務及納税の義務を併せて國民の三大義務と數へるべき性質のものではない。一體教育を義務として、已むを得ず父兄が兒童を學校へ送るさいふ精神は既に古いのである。父兄は喜んで自己の兒童を全部國民學校へ入れるべきものであつて、この點は徵兵令とは全然その趣旨が違ふのである。故に現行小學校令第三十二條には

兒童滿六歳ニ達シタル翌日ヨリ滿十四歳ニ至ル八箇年ヲ以テ學齡トス。

學齡兒童ノ學齡ニ達シタル日以後ニ於ケル最初ノ學年ノ始ヲ似テ就學ノ始期トシ、尋常小學校ノ教科ヲ修了シタルトキヲ似テ就學ノ終期トス

學齡兒童保護者ハ就學ノ始期ヨリ、其ノ終期ニ至ル迄學

齡兒童ヲ就學セシムルノ義務ヲ負フ

こある。まだ國民學校に關する要綱三に「保護者ハ兒童六歳ヨリ十四歳ニ至ル迄之ヲ市町村立國民學校ニ就學セシムベキモノトスルコト」こあつて、義務教育令を勅令にて規定し、法律さはないのである。勅令ならば義務教育を受けさせるこの出来ない家庭があつて假りに國民學校に就學せしめなくとも、所罰せられないのである。若し義務教育を法律さすれば罰則があつて教育の義務を履行せず教育の義務を怠る保護者を悉く所罰せねばならぬこになる。

### 三、國民學校の教育精神

「國民學校の教育は左の趣旨に基づき國民の基礎的鍊成をなすものとするこ。(一)、教育を全般に互りて皇國の道に歸一せしめ、其の修練を重んじ、各教科の分離を避けて知識の統合を圖り其の具體化に力むるこ、(二)訓練を重んずるこ共に教授の振作、體位の向上、情操の醇化に力を用ひ大國民を造るに力むるこ」こ、國民學校に關する要綱四に示されてゐる。これが國民學校の教育精神である。

これを田所特別委員長は次の如く説明して居られるから十分熟讀吟味すれば自ら國民學校教育精神が明白に理解せられるであらう。

「教育の全般を通じて教育に關する物語に昭示し給へる皇國の道の修練を旨とし、東亞並に世界に於ける我が國の

使命の重大なるを體認せしめ眞に國民として有爲の人物を育成するに力め、光輝ある三千年の國史を貫きて生成發展せる肇國精神を顯揚し皇運無窮の隆昌に貢獻するに至らしむるこは固より申す迄もないこであります。

之が爲抽象的知識の詰込を排除し、教育をして體驗を基礎とせる具體的のものたらしめ、以て知育の徹底を期するこ共に創造的實踐的なる國民性を陶冶するに力むべきであります。教育は本來知識と實行、精神と身體とを一にして肇國以來の道を行ずるものでなくてはなりません。諸々の知識諸々の動作は道に依る實踐を通して始めて克く人格の力となり、眞に國民鍊成の素材となるのであります。人格の力さならず國民としての實踐にも關りなき抽象的知識の詰込や精神を伴はざる單なる身體的動作の如きは道の修練を旨とする我が國教育の本義に副はざるものであります。從來の教育は動もすれば全體的統一を缺き斷片的知識の傳達にり、全一なる具體的人格より離れ信念及實踐との關聯を失ふ傾きなしこないのであります。故に將來斯くの如き弊を根本的に改め教科教材をして皇國の道の修練に統合歸一せしむるこが肝要であります。固より分科的知識の人物陶冶及國家社會の進歩に缺くべからざるものなるは言ふ迄もなく、教育上廣く時代の要求を顧慮する要あるこも亦申す迄もないこであります。要は教科教材は

云ふ迄もなく學校教育に於ける凡ての施設をして皇國の道の修練に統合歸一せしめ、學校を擧げて眞に人物の陶冶國民鍊成の道場たらしめ、以て皇運を扶翼し奉るべき國民を鍊成するを眼目と致した次第であります。」

以上の説明は總論的に國民學校の教育は皇國の道の修練を旨として國民の基礎的鍊成をなすことを説明したのである。更に田所特別委員長は國民學校に關する要綱の第四項につき次の如く説明してある。

「第四項は國民學校に於ける教育の本旨を明らかにしたものでありまして、特に其の一は國民學校に於ける教育の全般を擧げて皇國の道に歸一せしめ、且其の修練を重んずべきことを示したのであります。從來各教科目の教授、知育と訓育と體育とは動もすれば個々分離し、全體として綜合統一を缺くのみならず、抽象的形式的に流れ、信念としての徹底や實踐への指導に遠ざかれる傾きもなしとしかかつたのであります。將來之を改めて國民學校の教育をして皇國の道を以て一貫せる根柢の上に立たしめ、國民生活の實際に即して實踐を指導し、知識の統合と其の實行との合致を圖り、國民學校をして眞に國民鍊成の場たらしめんことを期待したのであります。」

第四項の二は教育の全般に互りて訓練を重んじ、殊に勤勞に依る身心一體の訓練に意を用ひ、創造的實踐的なる國民

民的性格を陶冶せんことを期すると共に教授の徹底、體位の向上、及情操の醇化に力を致し、以て知徳身心を一體として眞に人物を鍊成し、東亞並に世界に於ける皇國の使命を自覺せしめ、大國民たるの素地を培養すべきことを明らかにしたのであります。」

#### 四、國民學校の教科

國民學校の教育精神は右に述べた如くであるからその達成を期するが爲には國民學校の教科は大變革を施されるのである。これに關し次の如く説明せられてゐる。

「教科に關しては從來十數の科目併列し往々にして個々分離的に取扱はるゝ弊を見たのであります。新制國民學校に於ける教育の本旨に照して是等の科目を數科に統合し、初等國民學校に於ては國民科、理數科、體鍊科及藝能科の四教科とし、高等國民學校に於ては更に實業科を加へて五教科としたのであります。而して第五項の如く是等の各教科をして統合の精神に徹せしむると共に他面其の特色を發揮せしめ、以て國民精神の徹底、科學的精神の涵養、身心の鍛鍊、技能及情操の陶冶、職業に關する基礎的教養を施し、窮極に於て是等を全體として國民鍊成の一途に歸一せしむることを致したのであります。」

この説明にて明かなる如く、國民學校の教科は初等科では國民科、理數科、體鍊科、藝能科の四教科であり、高等

科では國民科、實業科、理數科、體鍊科、藝能科の五教科である。而して國民科は國民精神の徹底を期するもので、修身、國語、國史、地理の四科目がそれ／＼その特色を發揮することによつて國民科の要旨を達成するのである。理數科は科學的精神の涵養を要旨とし、算數三理科の科目はそれ／＼その特色を發揮し、以て理數科としての要旨を達成するのである。體鍊科は身心の鍛鍊をなすことを要旨とし、藝能科は技能及情操の陶冶、實業科は職業に關する基礎的教養を施すのである。かく四教科又は五教科はそれぞれ次の特色を發揮し、全體として國民の基礎的鍊成をなすのである。

各教科については備考があり、それ／＼留意すべき事項が上げてある。而してその説明は次の如くである。

「各教科を通じて東亞及世界、國防に關する教材に意を用ひ、我が國の歴史的使命を理解せしめて大國民としての素地を養ふに資し、特に高等國民學校にありては公民教材を尊重して、皇國の公民として須要なる教養を得しむるに力め、且卒業後の實生活を顧慮して職業指導に十分留意することと致したのであります。斯くの如くして國民教育に於ける各教科の本旨を十分に發揮せしむるに力むるに共其他面、教科以外に於ける祝祭儀式其他各種の學校行事の有する教育的意義を重視し、之を組織化して教育體系内に採

入れ其の訓育的效果の發揚に十分留意すべきこととし、斯くて學校生活を全體として國民としての人物鍊成に歸せしむることと致しました。

尚以上の事と關聯して、全教科を通じ教材を精選して教育の徹底を期すること共に兒童身心の健全なる發達を旨として負擔の過重を避け學科に關する教授の時數の如き成るべく之を輕減せんことを希望する次第であります。」

##### 五、國民學校の教科書

以上の如く國民學校では四教科又は五教科にてそれ／＼その特色を發揮すること共に統合の精神に徹することと期してゐる。故に教材を精選して教育の徹底を期することと兒童身心の健全なる發達を旨として負擔の過重をさけるのである。かくて一方に於ては國民學校令及國民學校施行規則が本年度中に公布せられ、他面に於ては國民學校教科書が改訂せられるのである。而して國民學校教科書の編纂は頗る大事業であるから、昭和十五年末に於て初等科第一學年及第二學年用教科書を發行して十六年度より使用せしめ、十六年末に於て第三學年及第四學年用教科書を編纂發行して十七年度より使用せしめることと、順次に教科書が大改訂を施されるのである。即ち義務教育の年限延長に伴ふ教科内容の整理と共に内容刷新の精神を國民教育の實際に徹底せしめるため教科書の大改訂が斷行せられるのである。(以下次號)